

3. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

NEW

2. 詳細フロー

新型コロナウイルスのワクチン接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件となる。利用時に本人確認書類（身分証明）及び以下①②いずれかの提示が必要。

①ワクチン接種歴（3回目接種済）

…「接種済証」「接種記録書」「接種証明書」等※原本以外に画像や写し等の提示も可

②検査結果通知書

…「PCR検査」「抗原定量検査」は検体採取日 + 3日が有効期限

「抗原定性検査」は検体採取日 + 1日が有効期限

※同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は対応不要。

※学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は対応不要。

商品造成・販売時（宿泊事業者・旅行業者・OTA事業者）

販売時に、以下の内容を明記し利用者の同意を得る。

➤対象商品がワクチン接種済（3回目接種済）であること又は旅行開始日・宿泊開始日の3日前以降（抗原定性検査の場合は旅行開始日・宿泊開始日の前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが条件であること。

➤検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用すること。

※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。

➤予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること。

➤条件を満たさない場合の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等）。

➤複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等）。

➤確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと。

販売後～旅行開始日（旅行業者のみ）

利用条件の確認を当日に行うと、ツアーの添乗員に負担がかかり、条件に合致しない場合の旅行者の不便も大きくなるため、予防接種済証等の確認は、できる限り事前（販売時等）に行うこととする。また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。

予防接種済証等の確認は旅行業者で完結すること。

3. 予防接種済証、検査結果通知書の確認について

旅行開始日・宿泊開始日当日（宿泊事業者・旅行者）

NEW

- ・予防接種済証等又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合
当日のツアー開始時(旅行者の場合) 又はチェックイン時 (宿泊事業者の場合)
等に本人確認のみを行う。
- ・予防接種済証又は検査結果通知書の当日確認を実施する場合
ツアー開始時(旅行者の場合) 又はチェックイン時 (宿泊事業者の場合) に本人
確認と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を行う。
- ・確認は、次のいずれかにより適切に実施する。
 - 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う。
 - 添乗員が付かない日帰り旅行の場合は、集合場所に係員を配置する等の体
制を確保して行う。
- ・予防接種済証等の確認にあたっては、以下を確認する。
 - 本人であること（身分証明書等により確認）
 - 3回目のワクチン接種済証
 - ワクチンのシール（3回目のシールが貼られていることを確認）
- ・検査結果の確認にあたっては、検査結果通知書において、以下を確認する。
 - 本人であること（身分証明書等により確認）
 - 検査結果（陰性であることを確認）
 - 有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認※下記補足
 - 検査方法（PCR検査、抗原定量検査又は抗原定性検査のいずれかであることを
確認）

補足：旅行開始日・宿泊開始日と各種確認書類の期間の考え方

(例) 旅行
開始日・宿泊
開始日4月
20日の場合

PCR検査・抗原定量検査の陰性証明の検体採取日

4月 16日	×	(有効期限1月19日まで)
4月 17日	○	(有効期限1月20日まで)
4月 18日	○	(有効期限4月21日まで)

※2泊の連泊
(同施設に
限る) や2泊
のツアーに
関しては2泊
目の確認は
不要。

抗原定性検査陰性証明の検体採取日

4月 18日	×	(有効期限4月19日まで)
4月 19日	○	(有効期限4月20日まで)
4月 20日	○	(有効期限4月21日まで)